

2013年4月26日

## 中小企業のための



## 最近の香港の不動産規制の動向

先日、ジエトロと日本商工会議所の共催で「不動産の規制・取引の動向セミナー」の講師を務めさせていただきました。香港では「2000万ドルの住宅物件（新婚家庭や低收入家庭向けの標準的な住宅）がほとんどなくなつた」という現状があります。

観光客向けの商売の店ばかりになってしまってはならないか」という市民の声も出てきています。

- 80年代に生まれた人が成人し、住宅の需要が増大
- 中国本土の資金が大量に香港に流れ、場所や値段を選ばずの不動産の買い上げ
- 米国の低金利政策や世界的な金融緩和

0年に初めて住宅物件を短期で売買した場合、特別印紙税（Special Stamp Duty）を掛けるところ規制を導入しました。

日帰	住宅	住宅以外
~2010年11月19日24時	印紙税	印紙税
2010年11月20日0時	印紙税+旧SSD	印紙税
~2012年10月26日24時		
2012年10月27日0時 ~2013年2月22日24時	印紙税+新SSD+BSD(買い手が香港 永久居住でない場合)	印紙税
2013年2月23日0時~現在	2倍印紙税+新SSD+BSD(買い手が 香港永久居住でない場合)	2倍印紙税(しかも支払時期は以前 より遅しく)+融資枠引き下げ

常の住宅と変わらないにもかかわらず、まだ規制のかつた「ホテル」として売り出しました。そうすると特別印紙税も購入者印紙税の支払いも適応外となります。そのわずか数日後の今年2月22日、香港特区政府は、あらゆる物件に下記の規制を導入しました。

(1) 2倍印紙稍  
住宅、非住宅

業、オフィス、駐車場、ホテルなどすべての物件は、個人や会社を問わず、従来の印紙税が2倍となりました。初めて住宅を買う永久居民、昔住宅を保有しているが、今は保有していない永久居民、1件の住宅しか保有しておらず、現在の家を売り、新しい家を買う永久居民などの人のみ免除されます。

(3) 事業用不動産（商業、工業、オフィス、駐車場、ホテルなど）の融資枠を引き下げ

(3) 事業用不動産（商業、工業、オフィス、駐車場、ホテルなど）の融資枠を引き下げ  
不動産融資は、住宅、商目的があります。

筆者紹介

ANDY CHENG  
弁護士 アンディ・チェン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能  
[www.andysolicitor.com](http://www.andysolicitor.com)  
[info@andysolicitor.com](mailto:info@andysolicitor.com)



(2) 事業用不動産（商業、工業、オフィス、駐車場、ホテルなど）印紙税の支払時期を住宅と同じにする。香港の不動産取引は、①臨時契約②正式契約③譲渡証書——の手順となりま

す。

業、工業を問わず、融資期間が最大30年間まででした  
が、事業用不動産の融資枠をさらに引き下げ、特に過熱感の強かつた駐車場は、15年間の融資しか認められなくなりました。  
(2)のシリーズは月1回掲載します)